

令和4年度第3回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会議事録

1 日時 令和5年3月29日(水)
午後2時00分から3時30分まで

2 会場 千葉市役所高層棟1階 正庁

3 出席者

【委員】 岡本(武)委員、川畑委員、清水委員、住吉委員、高梨委員、鳥越委員、
初芝副会長、藤田委員、松崎委員、森元委員、山下会長

【臨時委員】 岡本(博)委員、駒野委員、長岡委員
※20人中14人の委員が出席

【事務局】 健康福祉部：富田部長
地域福祉課：和田課長、中田課長補佐、佐藤主査、井本主査
市民自治推進課：平野課長
保護課：石渡課長
地域包括ケア推進課：前嶋課長
健康推進課：田中課長
高齢福祉課：清田課長
各区保健福祉センター 中央区：南所長、花見川区：市原所長、若葉区：前嶋所長、
緑区：村田所長、美浜区：半澤高齢障害支援課長補佐
千葉市社会福祉協議会：山内事務局次長、森地域福祉推進課長
千葉市社会福祉協議会各区事務所 中央区：吉野所長、花見川区：猪野所長、
稲毛区：中山所長、若葉区：吉田所長、
緑区：石毛所長、美浜区：末永副所長

※傍聴人：0人

4 報告事項

- (1) 重層的・包括的支援体制の構築について
- (2) 千葉市再犯防止推進計画の策定について

5 議題

支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の中間見直しの方向性について

6 会議の概要

(1) 報告事項

ア 重層的・包括的支援体制の構築について

イ 千葉市再犯防止推進計画の策定について

事務局からそれぞれ資料1・2に基づく説明を行い、委員から意見・質問があった。

(2) 議題

支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直しの方向性について

事務局から「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直しの方向性について」資料3・4に基づく説明を行い、審議が行われ、了承された。

7 会議経過

(1) 開会

○事務局（佐藤主査） お待たせいたしました。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第3回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます地域福祉課の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、2点ご報告がございます。

まず、会議の成立と公開についてご報告させていただきます。

本審議会の開催には、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要になりますが、本日は委員総数20人のうち14人のご出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、千葉市情報公開条例等の規定によりまして、本審議会は公開となり、議事録を公表することとなっておりますので、あらかじめご承知願います。

次に、配布資料の確認と本日の流れの説明をさせていただきます。

配布資料につきましては、お配りしております次第下部をご覧くださいまして、ご確認をお願いいたします。

資料についてですが、事前に送付させていただいたものから、誤植等を若干修正しておりますので、机上配布させていただいているものが正式なものとなりますので、ご了承願います。

不足等ございましたら事務局までお願いいたします。

それでは、続きまして本日の流れを説明させていただきます。

お手元の次第をご覧ください。

本日は、報告事項が2件と、議題が1件となっております。

全体で1時間から1時間半程度と見込んでおります。

続きまして、次第2に入らせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、保健福祉局健康福祉部長の富田よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（富田部長） 皆様こんにちは。

健康福祉部長の富田でございます。

本日はお忙しい中、ご出席くださいまして本当にありがとうございます。

また、日頃より本市の地域福祉行政をはじめとして市政各般にわたりまして、ご理解ご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

今日初めて新庁舎にお越しくくださった委員の先生もいらっしゃるかと思います。

私どももまだ移転を完了しておりませんので、旧庁舎で仕事をしております関係もあって、ご案内がなかなか至らなかったと思います。大変失礼をいたしました。どうぞよろしくお願いたします。

さて、本日ですが、先ほども司会からご案内ありましたけれども、報告事項を2件、議題を1件とさせていただきますたく存じます。

報告事項の1件目は重層的包括的支援体制の構築についてでございます。

前回の分科会でも触れさせていただきましたが、現在少子超高齢化の中、市民の生活課題が複雑化・複合化する一方で、これまでそれを受けとめて参りました地縁、血縁、社縁等の支え合う機能が、社会の変化や人口減少等によって低下をしております。

このため、人と人とが繋がり合う環境を改めて整えるための新たなアプローチが必要となっております。

その解決手法として、保健福祉分野の支援にとどまらず、住宅や労働、教育分野など、複数の所管が連携して取り組むことが、より一層求められております。

本市におきましても、これまで支援体制のあり方について庁内外の関係者、関係機関の皆様とともに検討を重ねて参りまして、この度、一定の方向性がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

そして報告事項の2件目は、千葉県再犯防止推進計画の策定についてでございます。

この計画につきましては、前回の分科会で最終案をご承認いただきました後、策定を完了、製本作業を終え、3月17日に公表となりましたことをご報告させていただきます。

ご審議をくださいました委員の皆様改めて感謝を申し上げます。

そして、本日の議題でございますが、地域福祉計画の中間見直しについてでございます。

昨年12月に引き続き、第5期計画の中間見直しの方向性についてご審議いただきたく存じます。

それでは、お時間に限りもございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局(佐藤主査) 続きまして、次第3、報告事項に入らせていただきます。これ以降の進行は山下会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 報告事項 **ア 重層的・包括的支援体制の構築について** **イ 千葉県再犯防止推進計画の策定について**

○山下会長 それでは、次第に従いまして、これより次第の3の報告事項(1)「重層的・包括的支援体制の構築について」に入らせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(和田課長) 地域福祉課長の和田でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

報告事項の1件目、重層的・包括的支援体制の構築についてでございます。

先ほどの富田の挨拶にもございましたように、近年は、人と人との繋がりや支え合いの機能が弱まる一方、地域の生活課題が複雑化し、これに対応する包括的支援の体制整備が求められております。

国は、任意事業という位置付けですけれども、既存の体制を活かしつつ、相談支援、社会参加支援、地域づくり支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設いたしまして、市町村の体制整備を後押ししております。

千葉県では、令和2年の社会福祉法改正から包括的な支援体制のあり方の検討を開始いたしまして、庁内の関係課をはじめ、庁外の相談支援事業者、そして平成16年から包括的相談支援と関係機関のコーディネートを実施しているほか、国の包括的支援に関する検討会のメンバーでもある中核地域生活支援センターなどの関係機関のご意見を伺いながら検討を進めて参りました。

このたび、支援体制の構築について、一定の方向性がまとまりましたので、報告をさせていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。

ページをめくっていただきまして3ページの法改正への対応からご説明をさせていただきます。

まず、国の動向でございます。

資料2(1)にございますように、令和2年の社会福祉法改正によりまして、包括的支援の体制整備が市町村の努力義務となりました。

(2)、その一つの手法といたしまして、令和3年に重層的支援体制整備事業が施行されまして、今年度につきましては、全国で130を超える市町村で実施をされております。

その下(3)です。この事業は、相談支援、地域づくり支援といった既存の支援に、関係機関が協働して包括的支援を実施するためのコーディネートを行う他機関協働のほか、アウトリーチ支援、参加支援の機能を追加し、これらを一体的に実施するものでございます。

4ページにはこれら各事業の概要を記載しております。

本日、個々の説明は割愛させていただきますので、後程ご覧いただければと存じます。

5ページに進みます。体制構築の方向性ですけれども、(2)にございますように、まずは相談支援体制を構築し、様々な相談を受けとめる中で、現体制で対応困難な支援ニーズを見極め、参加支援等の体制を段階的に構築し、(3)にありますように、構築に当たりましては、重層的支援体制整備事業の枠組みと財源を活用して参ります。

次に、7ページに参ります。本市の福祉相談窓口の現状についてご説明いたします。

表に記載のとおり、千葉市は年齢や障害困窮といった分野ごとに窓口を設けておりまして、この表の一番下の千葉県が設けております中核地域生活支援センターのように、分野や世代を問わず、24時間365日対応する窓口は、千葉市では設けてございません。

次に8ページに参ります。本市の相談支援体制の課題でございますが、分野ごとに窓口を設けているため、(2)から(5)に記載のとおり、分野を跨ぐケースなどは、中心となる機関が明確でない上、関係機関の協働の中核機能もないため、支援者個人のスキルや経験、ネットワークに頼りながら支援を行っている状況であるほか、保健福祉の総合相談電話があるものの、他の窓口の案内役にとどまっており、分野別の相談窓口の増加も、かえってわかりづらいといった問題もあり、相談先のわかりやすさ、繋がりやすさも課題でございます。

次の9ページでございますが、令和元年に市内131の相談支援機関等を対象に実施したアンケートの結果をまとめたものでございます。

(1)ですが、単独の相談窓口だけでは十分に対応できないなど、解決困難な相談への対応方法をお聞きしたところ、他の窓口の案内にとどまらず、個別に連携し、対応している機関が多いこと。

10ページに参ります。その一方、解決困難な相談の対応に当たっては、内容の複雑化などにより、質的に対応困難ですとか、連携先がわからない、連絡しづらい、連携してもらえないといった悩みを抱えていらっしゃる事。

11ページに参ります。その解決には、相談員が相談できる専門家や、他の窓口とのネットワークの構築、関係者との調整役のほか、相談者に寄り添い、継続的に支援を行う窓口が必要ということが伺えます。

次に、12ページです。これまで申し上げました現場や、市の課題への対応といたしまして、現行の相談支援体制に加え、二つの機能の整備が必要と考えました。

一つは、縦割りを超え、関係機関の協働をコーディネートする関係機関協働の中核機能、もう一つは、相談先がわからない方の相談を包括的に受け止め、寄り添い支援を行う機能でござ

います。

次に、14ページに参ります。この二つの機能の整備方法については、市役所内のワーキンググループで検討を重ねて参りまして、その結果、縦割りの弊害を改善するには、市役所内の組織に横串を刺す市の調整部署が必要である一方、柔軟な支援が期待できる委託との混合による整備が望ましく、こうした難しい業務を担うには、支援の積み上げにより専門性を高め、ノウハウを蓄積できる体制が必要であるため、6区に分散せず、1か所に集約する方が望ましいという結論になりました。

16ページに進みます。この整備の方向性を踏まえまして、千葉市では、図の下のところに記載のとおり、現行の相談支援体制に加えて、これまでなかった、対応にお困りの相談支援機関と、相談先がわからない市民の両方をサポートする、仮称とさせていただきますが、「福祉まるごとサポートセンター」を、本年10月をめどに、本庁舎の向かいにあります千葉中央コミュニティセンターに設置いたしまして、まずは相談支援体制を整える予定でございます。

こちらは、委託事業者と千葉市が共同で運営することで、市組織内外の関係機関との調整を円滑に行い、連携を図るほか、行政が苦手とする柔軟な対応を目指します。

制度の狭間にある相談者にも継続的な寄り添い支援を行うことで、解決への道筋が見通せる方だけではなく、解決が困難な課題を抱えた方にも関わり続ける相談窓口を目指して参ります。

サポートセンター開設後の相談支援の流れを図の右側に矢印で記載しております。相談を受け止めた後は、関係機関と連携して支援し、他に適切な窓口がある場合はそちらに繋ぎます。

それでも解決が困難なケースは、サポートセンターにご相談をいただければと存じます。

サポートセンターは、ケースに関係する機関が連携・協働して支援できるように、コーディネートを行い、チームで支援をして参ります。

そして将来的には、既にある窓口、新設の窓口を問わず、どこかの窓口に来れば必ず繋がる体制、必要に応じて市から出向く体制を目指して参ります。

次に、17ページに移ります。こちらは、将来的な地域共生社会の実現に向けた連携体制のイメージを表したものとなります。

一番上の地域住民からの相談を様々な機関が連携・協働して受け止めるとともに、福祉まるごとサポートセンターが、主訴が明確でない相談や複合課題を抱えた相談の対応の中心的役割を担うことを表しております。

この断らない相談支援機能と、その真ん中の市役所と区役所の庁内連携機能は、双方向で繋がることで、事例の集積から地域共通の課題を見出し、市役所機能で施策に反映させ、市民に還元する。そして、各区で対応に困るケースに対しまして、福祉まるごとサポートセンターが集積した事例から対応手法をフィードバックする循環を、そして、一番下に書かせていただいております地域活動などから出された課題や要望を、真ん中の市役所機能が吸い上げて施策に反映するという循環をイメージしております。

最後に、19ページの今後のスケジュールでございますが、令和5年度から7年度までの3年間は、重層的支援体制整備事業への移行期間といたしまして、第一段階として、来年度より福祉まるごとサポートセンターを開設、第二段階として、令和6年度よりアウトリーチ支援、第三段階として、令和7年度より、社会との繋がりを回復するための参加支援、令和8年度より、介護、障害、子ども、困窮の4分野の一体的な相談支援と、属性を超えて交流できる場や居場所の確保などの地域づくり支援を行い、重層的支援体制整備事業のすべてのメニューを実施する方向でございます。

なお、第一段階の福祉まるごとサポートセンターは、本年10月をめどに開設準備を進めて参りますが、第二段階以降の体制構築についてはもちろん、第一段階の体制につきましても、

この福祉まるごとサポートセンターを走らせながら、必要に応じて随時、改善して参りたいと考えておりますので、お気づきの点がございましたら、ご意見を賜りたく存じます。

報告事項1の説明は以上でございます。

続きまして報告事項の2件目、千葉市再犯方針推進計画の策定についてご報告をいたします。

今度は、お手元の資料2をご覧ください。

皆様のお力添えのおかげをもちまして、本年1月、千葉市再犯防止推進計画を策定することができ、先日3月17日に公表をいたしました。

この資料2は、3月17日に公表いたしました、計画策定に係る記者発表資料でございます。本分科会の委員の皆様には、個別に郵送させていただきましたほか、市のホームページへの公開や行政資料室や市内図書館へ配架しておりますことをご報告申し上げます。

報告事項2件目の説明は以上でございます。

○山下会長 はい、ありがとうございました。

それではただいまの事務局の説明についてご意見、ご質問いただけたらと思います。

挙手の上、発言をお願いします。

はい、それでは岡本委員。

○岡本（武）委員 千葉県社会福祉士会の岡本です。重層的・包括的支援体制の構築の件につきましては、社会福祉士としては、専門職であるので非常に注視しているところですが、10月から始まるということで、人員配置、職種、窓口の時間などについてどの程度まで検討しているのか教えていただきたいというのが一つ。また、直営と委託の関係がこの資料だけでは少し分かりづらかったので教えていただければと思います。

○事務局（和田課長） ご質問ありがとうございます。

この福祉まるごとサポートセンターの人員配置といたしましては、現段階で確定しておりますのは、直営、市の職員の部分のみで、4人工^{にんく}の配置となっております。

それぞれ職員が持ち合わせる資格といたしましては、保健師ですとか、精神保健福祉士、あとは事務福祉という採用区分で、福祉を専門に扱う部署を中心に配属される職員を配置する予定でございます。社会福祉士もいらっしゃいます。

委託の部分につきましては、来年度に発注する形になりますが、積算上は直営と同程度、4人工^{にんく}程度の配置ができるような予算準備をしております。

こちらに配置していただく方の資格といたしましても、同様に社会福祉士ですとか精神保健福祉士、あるいは介護支援専門員等の資格を有する方を配置していただきたいという形で、仕様に明記する予定であります。

開設時間につきましては、現在も検討を続けている最中でございます。来年度開設までには必ず明らかにして参りますので、わかり次第、また改めてご報告の方をさせていただければと思います。

その次の委託の部分と直営の部分の業務分担割り振りというところでございますけれども、あくまでも業務委託として行って参りますので、労働者派遣とは明確に区別する必要があるということで、それぞれの指揮命令系統は、やはり明確にするというところで、委託の部分の指揮命令系統は委託の方で処理をしていただく。

市職員の部分については市の職員の中での指揮命令系統というところで、それぞれの管理する職員と、密に協議、打ち合わせ等を行わせていただくような形を考えております。

具体的に申しますと、委託にかかる部分については相談支援に係る部分を、全般的に担っていただきたいと考えております。

直営の市の職員の部分につきましては、これらの相談支援のサポートを中心に、必要に応じて一緒に相談支援等に出向く体制もとっていきたく思っておりますし、また、縦割りに横串

を刺す調整の部分ですね、こちらの方を主に市の職員の方で担って参りたい。

これは庁内庁外問わずにやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○岡本（武）委員 はい。ありがとうございます。

中核地域生活支援センターをモデルにしてというところもあると思うのですが、いろいろな相談機関からの相談を受けるという機関なので、24時間365日、何かあったら相談できるような体制を設けていただければと思います。

以上です。

○山下会長 ほかにございますか。はい、高梨委員。

○高梨委員 連合会の高梨と申します。意見ということでお聞きいただければと思うのですが、私は前の法人で中核地域生活支援センターを運営していたこともありますし、協議会の役員をしたこともあります。

委託と直営が連携しながら、というのは、考え方としてはよく分かるのですが、困難事例の中では行政の方ではなかなか対応しきれない。

行政には立場意識がありますので、そういった意識の難しさがありまして、これが民間とうまく機能するのかなと、ちょっと気になっております。

働き方の姿勢にもよるかなと思いますし、実績を積み上げることも大事なだと思いますけれども。行政の立場から見ればかなり柔軟に対応を考えていただかないと、困難事例には難しい問題が結構ありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山下会長 はい、ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

○長岡委員 いいことが書かれておりますけれども、地域で特に高齢者等が住み慣れた地域で安心安全に暮らすには、地域の支え合いが一番ベターだと思うんですね。ところが、その活動する場所、例えば社会福祉協議会地区部会、これは今、大変活動が重要視されてるんですけども、この場所については、自治会に作ってくださって言ってからスタートしているの。

地区部会会長さん、ちょっと集まろうとするとできないんですね。

場所の提供がきちんとされていない。

自治会は自主的団体だから、それは自分たちでそれを作らなければならないかもしれませんが、地区部会は、行政から作ってくださいな、で今日このような活動が提起されているわけです。

その拠点となる地区部会も、事務局がない。どこにもうたわれていない。こういう活動をやってくださいということは綿々と書かれていますけれども、地区部会の場所をきちんと提供するということが必要となる。

あんしんケアセンターにしても、作ってくださるんですけど、場所を探して、出ていかなければならない。必要なところにあんしんケアセンターが出てくれるかという問題があるんですね。

地域によって、あんしんセンターがすぐそばにあって欲しいっていう場合、場所はありませんので、全然関係ないところに行ってしまうとか。

場所をきちんと提供するということが重要です。

ちょっと私事になりますけども、私は千葉幸町団地の住民です。以前、市が子どもたち、老人のために造った老人センター、児童センター、作ったのは、子どもルームが法制化される前に、必要だからってこの子どもたち、老人たちのために作られたんですけど。

これが、法制化されて、ほとんど学校、子どもルームに移ってしまってもう施設はいらない、ということで、解体・除却されちゃったんです。

それが残っている間は、地域のいろいろなここに網羅されてる団体ほとんどそこを拠点に使っていたし、放課後の子どもたちが来て高齢者と世代間交流をしたり、外国人が来て多文化共生をしたり、こういうものがありながら「役割は終わったんだ」ということで撤去されました。

地区部会に活動が求められながら、そういうことでいいのか、そういうふうに全然視点が当てられてない。

地区部会の要綱にも場所の問題が全然出て来ない。補助金も出てないでしょう。

しっかりそこに活動ができる場所が必要だと思います。

ただ、公民館借りればいいじゃない、集会所借りればいいじゃないということですが、それでは思ったとおりにできないんです。

それなりの資料がいますし、道具も必要なんですね。そういうことがどこにも出て来ない。その辺を今後きっちり検討していただきたい。

地域の高齢者と地域を見るということは大切なことです。昔の田舎で考えれば当たり前のことだったんですね。

そういうことができる地域づくりをするには何が必要か。高齢者が出てきて、じゃあ、あそこ行けば誰かいるね。そういう交わりの場所。

2、3日会わないと「どうしたんだろうね」というふうに、気づかって。人間関係とかなれていくわけです。

そういう場所を行政として、きちんと作っていくことを検討していただきたいなと思います。

○山下会長 はい、重ねてご意見ありがとうございました。ほかにございますか。

○松崎委員 いろいろ地域課題の中で、皆さんが多目的に集って、いろいろなことができるような場というのが全くない地域というのがたくさんあります。

何かこう、もう少し学校が多様に使えるとか、あるいは県の施設でもあるところを使えるとかですね。あるいは、公民館というところが、やはり新しい地域づくりという中で、役割機能というのを、集いの場としてですね、カルチャーセンターじゃないんですけども、何かこう皆さんが集っていろいろできる場としての役割というものをちょっと見直していいんじゃないかなと思います。

実際、ほかの自治体ですと、公民館の中に地区部会の活動の拠点を置いて、そして公民館活動と同時に地区部会活動もできるというような取り組みをしているところがありますので、まさに重層的支援体制整備の中に、ぜひ、この地域づくりの支点になるようなところを作っていただきたいと思います。

それからもう1点は、中央に1個センター的に、庁内の調整機能と多様な相談機関を結びつけていく機能とか、それからそのほかに民間のところの相談としては、具体的に相談支援というところ、支援っていうのは、問題が解決していくところまで、寄り添って相談していけるかどうかということが問われると思うんですね。

ソーシャルワーク機能というのは、単に窓口だけの相談機能ではなくて、具体的にその人に寄り添って問題を解決していくために、もうそれこそ1年、2年というふうに時間をかけながら解決していかなければいけないような問題もあるわけです。それをこの4人体制でやっていけるのかどうかということがちょっと疑問です。

だからその辺は既存の相談機関がどう寄り添って、あるいはアウトリーチしながら問題解決していけるのかということと、それから今度つくるまるとサポートセンターのところの相談というのは、そういう相談を調整する機能だけを求めているのか、そこのところを伺いたいと思います。

また、それは6区ではなくて中央に1か所だけつくるということで、それが最後の完成年までに行ったときに、今度は6区の方にもつくっていく、というような考え方なのか伺いたいと

思います。

○山下会長 ご回答できる範囲でお願いします。

○事務局（富田部長） ご質問ありがとうございます。

まず、公民館の機能のことですけれども、公民館は、やはり市民の皆様が一番身近な、誰でもが活用できる公共の場ということで、私たちも非常にその地域の集いの場の機能として期待をしているところですが、今のところやはり社会教育の場というところが一番の基本となりますので、それは地域づくりの過程の中でいろいろ議論を深めていきたいと思っているところです。

教育委員会とも協力をしながら、その冒頭のご挨拶の中で教育分野との連携も非常に求められているというふうに申し上げたのは、やはりその辺りを意識してということでございますが、多岐にわたる議論、調整というものが必要になって参りますけれども、これまで市役所の中に繋ぐ、繋がるということ、主な業務とする部署というのは、正直なところございませんでした。

それぞれがやはり対象別に組み立てられてきた施策について一生懸命に取り組むという、それはある意味では縦割りというふうに言うんだと思うんですけれども、そこで、解決できない問題を新しい部署と一緒に考えていこうということで作る組織でございますので、公民館機能についても含めてやらせていただきたいと思います。

それから、その福祉まるごとサポートセンターがどこまでということなんですけれども、これは市内のあんしんケアセンターや生活自立仕事相談センターと障害者基幹相談支援センターですとか、あと県の中核地域生活支援センターの方のご助言をいただきながら、回を重ねて議論を進めているところでございまして、その役割については、はっきりと明確な分担が今見えているということではないんですけれども、やはり大きく問題が2つあって、その市民や相談支援機関の方が、行政、市を渡り歩いて相談先を探すということがやはり常になっているだろうと思っておりますので、その労力を極力減らすということで、庁内の横の体制を整えていくという目的があります。

あとはやはり今、どこに相談していいかわからない相談というのも増えていて、例えば多頭飼育崩壊の現場を見つけたとか、あと、ごみ屋敷というのが外から見えているけれども、どこに相談しようか、それが例えば本当に、明確に、例えばですけれども、認知症のあるご高齢の方、おひとり暮らしの方の問題があるんだということが見えていけば、例えばあんしんケアセンターなり、保健福祉センターなりというふうに、解決の道が見えてくると思うんですけれども、

何が隠れているかわからない困り事というのも、やはり地域にたくさん存在すると思っておりますので、そういったところに行政が必要とされているならば、まず現場に、相談支援機関の方と一緒に駆けつけて、課題を少し整理して、主訴を明確化した後に、行政のサービスにつなぐなど、そういう段取りをとりたいなと思っております。

ですので、各区に散らしてしまうというのは、身近な相談先となっていていいところもあるので、やはり高度なノウハウというのがどうしても必要になってくると思っておりますので、まずは1か所できちんと対応方法を固めて、それがしっかりと確立された後には、もしかしたら各区にという選択肢もあるかもしれませんけれど、まだちょっとそれには時間を要するかなと思っております。

そして、4人体制で心配というご意見がございましたけれど、委託先を含めまして当初8人^{にんく}体制で始めようと思っております。

また、既存の相談支援機関の方々の活躍というのはそのまま期待されているところですので、行政の内部の組織も、また新しい相談窓口も含めて、みんなでワンストップといえるぐらい、

速やかにつながれるっていうような体制を目指してまずはやりたいなと思っているところでございます。

○松崎委員 現在のところ、やっぱり地域で一番身近なところで相談できるのは主にあんしんケアセンターだと思います。その中で、課題になっていることがたくさん出てきていますよね。これまでの技術面の蓄積のその課題になっているところが解決できないまま来ていると思うんですけども、そういうところをやっぱり具体的に一緒になって解決へ向けていただけると理解してよろしいでしょうか。

○事務局(富田部長) はい。あんしんケアセンターの方々とも今意見交換を重ねております。やはりあんしんケアセンターは、もともとご高齢の方の支援のために作られているものですが、実際にアウトリーチで現場に行ってみたら、精神疾患を抱える子どもさんがいらっしやったり、その下には不登校になっているお孫さんがいらっしやったりとか、本当に1つのことではなくて、地域で暮らしていくっていうのはそういうことだと思うんですね。

それを今、発見して、発見した人、相談を受けた人が自分の人脈を使って一生懸命解決に動いていますけれども、それを少しでも機能として果たせるような役割を担っていきたくて考えて作るものがございます。

○山下会長 はい、どうもありがとうございます。ほかにございますか。

民生委員さんがこの重層的包括的相談支援体制というものが登場したときに各单位民児協にどうやって説明されるかという、行政の方も周りの方もすごく苦労されると思うんですよね。先ほど松崎委員からあったようにあんしんケアセンターに10数年の蓄積があって、何かあったら「あんしん」につなぐということが民生委員さんの合言葉にされていたと思うんですけど、ただ、民生委員さんがつないだ事例があんしんケアセンターでは実は解決できないぐらいいろいろな課題があると気づいたときに、これからは「あんしん」だけじゃなくて「まるごと」でもできたらいい、から少し始めるのが今回、初年度の合言葉にする程度の捉え方がいいのかなと思います。

千葉市は100万近い人口がありまして、その中で8人の直営と委託の流れを作られるということの評価は皆さんのご意見のとおりなんでしょうけれども、既にあんしんケアセンターや基幹相談支援センターや子どもの方も母子健康包括支援センターとか、さらには全体として生活困窮、仕事が続かなかったり、引きこもりを含めて生活が苦しいという方が複合的なケースの中の一定割合を占めている状況において、保健福祉センターや区役所を含め、地域の相談というのはこの20年間において随分と耕されていった、という評価はしていいと思うんですけど。

それでもやっぱり所管ではないということで、たらい回しのような実態もなかったわけではないだろうというときに、今回市役所の4名と委託の4名がチームを組んでまるごと取り組んでみようという挑戦を始めたところ、分科会では受け止めていく、というのがスタートなのかなと思います。

初めから解決する事例がこのセンターには来ないので、8名の方はかなりストレスを抱えることになるはずなんですけれども、どのようにそれを回避するかというと、「断らない」という案件はあくまで「断らない」ということであって「解決する」のはご本人なので、ご本人が解決できないところに私たちが関わり続ける、関わり続けることをやめないということが今回の特徴なので、8名の方が90万人人口の方とずっと関わり続けようというセンターを「まるごと」という名前にして、千葉市は1,800ある自治体のうちの160番、まだ200か所に満ちていないこの体制の取組みを始めようとしたというところにこの分科会は少し期待をするというのが一つ目の整理ですが、ただ、同時に相談というものが、相談の入口づくりというものをしなければならぬのですけれども、これはまるごとサポートセンターで入口づくりが

できるかという、松崎委員がおっしゃるようにもっと身近で、もっと近いところに相談の仕組みがないと難しいわけですから、これは既存のあんしんケアセンターとか、各分野別に用意されているセンターは引き続き大きな期待を寄せられているということをしっかり役所としては各センターに伝えつつ、まるごとサポートセンターの意味というものを伝えた方がいいと思います。そうすると一見さんの市民の相談がまるごとサポートセンターに来ることもあると思うんですけども、最初はあんしんケアセンターとか民生委員さんも含めて既に相談を受けている方が「こういうことがあるんですけどどうしますか」という相談の方が多いかなど。

多分これは役所の中でも想定されて議論されているはずなんですけど、そうしたことについて調整していくといった機能、つまり、相談を直接やり取りしてご本人を支援していくのではなくて、むしろ機関の調整をしていくといったコーディネート機能を果たすということがまるごとサポートセンターになるので、市民に身近か、ということそうでもない可能性はあるんです。

市民に身近なのは既にある相談機関で、さらにまるごとサポートセンターがどういう風に身近なものになるのかということ、委託の4名の方も含めて相談が入口づくり、例えばSNSの相談を増やしてみるとか、今まで考えもしなかった相談、子育てのお母さんのサークルと一緒に何か相談を組んでみるとか、引きこもりの子どもたちだけで運営する助け合いのサイトができるとか、いろんな参加型、地域づくりといったこと、顔を見合わせながら、結び目を作りながら自由自在に、千葉市らしいモデル、千葉県中核センターの真似をしてみるとか、既にある国の想定している制度の真似をするんじゃなくて、千葉市らしい仕組みを作る、その先に圏域ごとでもう少し小さいエリアで進めていこうという発想は当然出てくると思うんですけど、まずは中央で進めてみようといった発想が現実的かなと思って伺っています。

ただ、先ほど長岡委員がおっしゃったことは非常に重要で、地域の方の参加とか、地域づくりは拠点が必要なので、拠点について第5期、第6期に向けた地域福祉計画とか介護保険事業計画とか各分野の計画の中で地域づくりに参加といったものについて、どういうふうに福祉まるごとサポートセンターの職員の方や部長以下、保健福祉部局の方々が庁内連携で各計画に拠点といったものを反映させるかが非常に重要な視点なんですね。拠点には予算が必要といったことだけだと税収が厳しい折の課題なので、どのように進めるかと言うと次の地域福祉計画のテーマが、多分、資源の調整と創生の2つにあると思うんですね。相談が進むということと解決の仕組みをつくらないといけないので、拠点と人と財源とかプログラムが必要になった時に今ある資源を使いながら、公民館を大切にしながら、あるいは社会福祉法人の施設に少しスペースがあったらそこを活用させていただくというような調整と、それでも松崎委員がおっしゃったように、その地域に人が集まる場所がひとつもないといった地区があるわけですからそこには税金だけでなくみんなでお金を集め合いながらつくってみるとかそうしたものに大切な価値をつくっていく、そうしたことが出てくると思います。

最後にひとつだけ、高梨委員がおっしゃった行政直営で行う時の課題はご指摘のとおりだと思います。「まるごと」の中に委託先の指揮命令系統と行政の指揮命令系統がダブルスタンダードで入ってきた時に仕事の仕方とか、24時間対応ができるのかどうかとか、超勤手当、人が少ないんで、スタートラインが違うのでいろいろな課題が出てくると思うんですけど、ただそれよりも行政だけがやるとか、委託されたところだけがやるんじゃなくて、ミックス型でまるごとサポートセンターがどのぐらい展開していきそうか、そうした期待を是非まるごとの担当の方にはこの会議の内容を事務局を通して伝えていただいて、やる気をもって、国の出先になる必要はないんで、千葉市らしい内容と財源の構築を進めていただきたいと思います。いただいたご意見は全て重要な指摘でしたので、是非新しいまるごとサポートセンターの方につないでいただきたいし、民生委員さんにおかれましては「『あんしん』と『まるごと』がくっついたよ」くらいな合言葉をつくっていただいて、関係者は「まるごと」を知っているという

ころから周知を始めていただきたいと思います。

付け足しとかご意見ありますか？

○高梨委員 富田部長、山下会長のお話はよくわかったのですが、ひとつだけ確認させていただきたいのですが、市民の相談経路を考えた場合、まるごとセンターに市民が直接相談に行ってしまった時は、地元の相談支援事業者やあんしんケアセンターに差し戻す形になるのでしょうか？

○和田課長 はい。ご質問ありがとうございます。

市民の方から福祉まるごとサポートセンターにご相談が直接入った場合も当然想定しております。この場合については、杓子定規にその問題は保健福祉センターの何々課ですから、この問題はあんしんケアセンターですからと交通整理をするための窓口から、より一歩深く踏み込んだ対応をしていきたいと考えております。まずは主訴をしっかりと受け止めるというところをしっかりとやっていきたい。その中でその問題についてはどここの窓口が所管しますので、そちらの方に連絡を取って、アポイントを取らせていただきますねというような形で、どこそこだからそっちに行けというような杓子定規の対応ではない、そういった意味で寄り添うような形で引き継いで参りたいと考えております。

○山下会長 もうちょっと説明できればどうぞ。もうちょっと言いたいことはないですか。

○高梨委員 わかりましたけど、そうすると市民としては出先に行くよりサポートセンターに行った方が問題の解決が早いんじゃないかということで、どんどん寄ってくる可能性がある。そこら辺の交通整理もだんだん大変になってくるんじゃないかなと思います。

○山下会長 おっしゃるとおり。

○和田課長 ありがとうございます。おっしゃるとおり何でもかんでも福祉まるごとの方に来てしまいますと、たちまち機能不全に陥るという事は懸念するところです。

そうは言っても来た相談については断らないですというところを看板に掲げて運営して参りたいと考えておりますので、市民の方への打ち出しの仕方というのがひとつ大きなポイントになるのではないかと考えております。

現在の私どもの説明を保健福祉センターの職員ですとか相談支援機関、あんしんケアセンターさんですとか、生活自立仕事相談センターさんなどに今説明して回っているところではあるんですが、やはりわかりづらいというのが本音のようです。何がわかりづらいのかというと福祉まるごとではどのようなことを受けてどこまで支援していけるのかというところが明確になっていないということが大きな原因なのかなと捉えております。

こういった課題を10月の開設までにどういうふうにして埋めていくのか、引き続き福祉まるごとサポートセンターに配置される職員だけでなく、地域福祉課のひとつの班ですので、地域福祉課も含め、あるいは場合によっては相談支援機関の方々からご意見を頂戴するとか、保健福祉センターあるいは区役所の職員と協議をする中でどういうふうに伝えていったらわかりやすく理解していただけるのかというところに知恵を絞って参りたいと考えております。

○山下会長 スマホの使い方を含めて問い合わせがくるとか、「まるごと」と言ったとたんに関しても来てしまう可能性があるのか、各相談支援機関に課題があるケースについて特化して進むようなことになるか動かしてみないとわからないので、またこの分科会で報告を受ける機会を是非つくっていただきながら、「まるごと」がどういうふうに進んでいくか。

これは社会実験に近いものです。まだ全国で始まったばかりなので、こういうふうに進んでいく、ということはないので、いろいろ私たちも学ぶつもりで聞いてみるのがよろしいかと思えます。ただ庁内連携が大きな課題になってきまして、たとえば水道事業は県ですよ。水道を止められてしまった人が生活に困っているときに「私困りました」と来るかといったら来ないから積極的にこっちでつかんでいかないといけない。それは年金もそうだし、税

の滞納もありますよね。そうした課題についても積極的に接近していくのが各機関の相談事業所よりは「まるごと」が生活自立・仕事相談センターと組むとかあんしんケアセンターと組むとか、組み方を検討しないといけないので、走り出しは市民の相談をたくさん受けるということよりも基盤を作っていくことの方が、実はシステム的には効率的なんですけど、一方でどこの相談にも繋がってない方がいることにはメッセージの出し方をしなければならないので、それは事務方でお話しいただいて、SNSの世界で生きている方々のSNS上の相談に着目するとか、つまり地域に根付いている人がわざわざ「まるごと」に来なくていいみたいな、まるごとで話さなきゃいけない理由がある方が接近しやすいようにする。あんしんケアセンターだと近すぎて相談できないことを「まるごと」で相談するかもしれないとか、具体的なケースを分析することがこれから私たちの議題になって、皆さんのご意見が頂戴できるんだろうと思います。

では少し時間がたってしまったので皆さん一言あると思いますが、とりあえず報告事項は以上としてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

(3) 議題 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直しの方向性について

続きまして次第の4、議題「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直しの方向性」について入らせていただきます。事務局から引き続きお願いします。
○和田課長 地域福祉課長の和田から説明させていただきます。

議題「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直しの方向性」について説明いたします。

はじめに、資料3「令和4年度第2回地域福祉専門分科会の確認事項」をご覧ください。

こちらは昨年12月の分科会でお示ししたものでございますので、前回の振り返りも兼ねてお聞きいただければと思います。

「1 中間見直しの視点」として、「(1) 計画策定後の経年変化に伴う現状を把握し、新たな取組み・目標設定を行う」ことと、「(2) コロナ禍における行動制限緩和の傾向、withコロナの「新しい生活様式」などを考慮した取組みを計画に盛り込む」ことが必要と考えております。

次に、「2 中間見直しの考え方」をご覧ください。中間見直しのポイントや考え方を整理しております。

(1)をご覧ください。「地域福祉を取り巻く状況」につきましては、改めて各種統計データの推移を確認するとともに、国・県・市の計画等の策定・更新の状況や、令和3、4年度の事業の実施状況、本市の新規施策、市民意識の変化などに関する情報を収集、分析し、市の取組み等に反映させていくことが必要と考えております。

次に(2)をご覧ください。区支え合いのまち推進計画における「具体的な取組み」及び「重点取組項目」が、花見川区は策定済みですが、その他の5区では未策定となっておりますので、分科会の協議の進捗を見据えつつ、各区におかれましては、支え合いのまち推進協議会で検討を進めていただければと存じます。

なお、花見川区におかれましては、現行の計画につきまして、見直しが必要であれば適宜ご対応いただければと考えております。

次に(3)をご覧ください。地域福祉計画の「市の取組み」について、数値目標を設定している事業がございます。現計画ではその設定が令和5年度までとなっておりますので、令和6

年度から8年度までの目標設定が必要となります。また、そのほかにも状況に応じて事業の追加・内容の修正・削除が必要になることが考えられます。

続いて裏面をご覧ください。前回分科会で委員の皆様からいただいたご意見等の要旨と、それを受けた市の考え方を表に示したものです。

5つございまして、1から3まではコロナ禍により実施を見送っている地域の取組みの再開に関するものです。一旦中止した事業がそのまま再開されない傾向がある、数年中止したままだと再開するには大きなエネルギーが必要となる、感染症対策など工夫すれば実施できるので前向きに取り組んでほしい、というご意見でした。

これに対する市の考え方は、現計画においても、既に主要施策の一つとして「コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援」を位置付けているところですが、ご意見を踏まえ、新型コロナウイルスの感染状況をみながら取組みの再開やリニューアルを図って参ります、としております。

4の意見は、コロナ禍で地域の取組みが縮小したことから高齢者の外出が少なくなり、フレイルが深刻な状況にある、というご意見です。

これに対しましては、地域福祉活動の再開・継続への支援を検討するとともに、令和5年度に策定予定の次期高齢者保健福祉推進計画とも課題を共有し、実態把握に努め、高齢者のフレイル予防に資する取組みについても検討して参ります、としております。

最後に5番、これは質問ですが、重層的・包括的支援体制の構築について中間見直し版に掲載する予定か、というご質問については、来年度からこの事業が本格的に始まることから、「一定の方向性がまとまる中間見直し版には、具体的な内容を掲載する予定です」としております。議題に先立ち、報告事項の1番目「重層的・包括的支援体制の構築について」の中で、(仮称)福祉まるごとサポートセンターを本年10月に設置する予定であることと、来年度以降、段階的に体制を整備していくことを申し上げましたので、これらを掲載していくことになるかと考えております。

なお、これらいただいたご意見につきましては、次回お示しすることとなる地域福祉計画中間見直し素案に反映させていただきたいと考えております。

続いて、資料4「支え合いのまち千葉 推進計画 中間見直し方針」をご覧ください。

「見直し内容」として表を示しております。現計画の章・節に沿って列記し、それぞれどのように見直すかを「見直し内容」欄に記載しております。原則として、年の経過に伴うもの、例えばデータを最新情報に更新したり、策定当時は未来の出来事であったものが過去のものになったことに伴う記述の修正などを行いますが、第3章の「1 計画の構成」などのように、計画策定の根本にかかわる部分などは修正不要としています。

これらの内容を実際に計画書に落とし込むとどのような感じになるか、というイメージを次のページ以降お示ししております。裏面の「第5期地域福祉計画 計画書中間見直しイメージ」をご覧ください。

ご覧のように、例えば、統計データであれば、令和2年度までのものに加え、令和3年・4年のデータを追記いたします。

次のページをご覧ください。「3 基本理念」の記述については、千葉市基本計画が本年4月からスタートすることに伴い、(仮称)を削ったり、「予定」などの記載を修正します。

次のページ、地域の取組みにつきましては、先ほども触れましたが、今回中間見直しに際し、各区の支え合いのまち推進協議会において「具体的な取組み」と「重点取組項目」を策定いただきますのでそのような記述に改めることとなります。

次のページ、市の取組みにつきましては、各主要施策における「現状や課題」や「今後の取組方針」を現在の状況に合ったものに見直すほか、各取組事業について、年度目標を設定して

いるものについては、令和6年度から8年度までについて設定いたします。

なお、今回お示しした計画書の中間見直しイメージに記載されている文言は、「この辺りの部分を修正する」というおおよそのイメージをお示ししたもので、具体的な記載内容につきましては、次回分科会で改めて「地域福祉計画中間見直し素案」としてお示しする予定です。

私からの説明は以上です。

○山下会長 ただ今のご説明につきましてご意見ご質問をお願いします。

中間見直しということで数値的な見直しについては言いましたけど、各区の推進計画をどのくらい見直すかということと、コロナが5月以降少し変わるだろうという時の地域の方々の活動にどういうふうにこの計画が支えとなるかといったことと、先ほどお話された重層的支援体制整備の計画にどういう形で落ち着けていくか次の時に議論することになりますので、忌憚ないご意見でよろしいかと思しますので、何かあれば先ほどの拠点の話にも繋がっていることで、再開することを住民任せにするのではなく、もう少し後押しするような仕組みがあった方がいいというご意見があるかもしれませんし、いかがでしょうか。

川畑委員、お願いします。

○川畑委員 前回コロナで動けなくなりました。今年はどうするかという検討会が開かれていますと思います。我々が今までコロナで心配しましたのは、主催者として実施した場合に、感染が広がった時の責任感と危惧が一番大きい。

それと一方で開催したときに住民の方自体が分断されてしまう。危機感を持っている人、そうじゃない人の分断。そういうことがありまして、ある会の時に、犯罪をした方がそのあと再開ができて元気になったのにそれから出てこなくなったということが起こりました。基本的に我々が今までこの3年間今やっていいのかどうかと常に思っておりましたのは、我々の責任がどこまで皆さんに及ぶかが一番の心配でした。全般的な国の方針もマスクの問題とか5類移行とかありまして、気持ちが相当に皆さん緩やかになって参りまして、私ども幸町1丁目の会員でございますが、すべての行事やイベントを復活する、これを最大の目標にして、そのためにまず今までイベントをやる皆さんの気持ちをまず上げていくという事から始めましょうということになりました。公民館の文化祭が、今年は公民館の皆さんが本当に高齢化して今まで50くらいあったところが20くらいになりまして、コロナの前500人のところが200人くらいになってしまった。そういうサークルでは運営ができないからどうしましょうかという話ですが、育成委員の皆さんに参加してもらったらどうかといった積極的なお話も出ていました。今年はいよいよ変わっていくと。ですから中間見直しも含めて3年間をいかに挽回するか、行政にも考えていたなければいいかなと思います。

○山下会長 ありがとうございます。かなり前向きになった雰囲気になっていますね。

そうじゃない方は逆に来なくなってしまうという実態がある、というのは本当ですね。何か他にありますか。

藤田さん何かありますか。

○藤田委員 ありがとうございます。この会議に出席して高齢者の話が多いかなと思っていたのですが、私は地域運営委員会というところに参加しているんですが、そこでも活発に意見を言ってくれるのは高齢者の方たちで、現実的に危機を感じている。私たちもそういう場に行くとなるほどということを知るんですけど、実際に私たちよりも少し若い世代、小学生のお母さんとかそういう人たちが青少年育成委員会に協力してもらってという話があったと思うんですけど、なかなか現実を知るすべがないということと、とにかく自分たちの生活に忙しくて、目先の生活でいっぱいになかなか関わろうにも関われない、ちょっとマッチングの難しさみたいなものを毎回感じています。

さきほど拠点があると場所があると、という話もあったんですけど、いつも難しいなと思っ

てモヤモヤするっていうのが現実なんですね。地域運営委員会の話をして申し訳ないんですが、そこでいろんな意見は出るんですが、そこでコーディネートをする人が誰もいないんです。言っぱなしで、課題が出っぱなしで終わってしまうところがあって、あの場でもう少しコーディネートできる人がいるといいんだろうなというのは感じていて、そうすると若い世代に今現実には起きていることとか見えてきて何かできることはないか、あと学校をもう少し開放してもらって、地域が大事、地域が大事と言っていたらいいんですけど、なかなか会えないというのも現実的にあるので、そこはいつも感じてます。

○山下会長 ありがとうございます。この各区がつくる地域福祉計画の大きな意義は地域共生社会なので、どうやって共生する社会をつくるかという事なんですけど、特に若い世代は忙しいので地域活動をするっていう発想よりもまず家族をしっかりつくり、子育てをするところなので、そこを全力でやればいい、という時にどれだけ地域社会と関わるかという、普段の生活の中に地域社会の存在、環境を地域共生社会の実現の中につくらないといけないので、たとえば今度できるまるとサポートセンターとか、地域の中に設置している社会福祉施設とか、駄菓子屋さんとかちょっと子どもが買い物できるような、文房具でもいいですけど買えるようなストリングをつくっておいて、そこを通らないと地域社会の入り口に入れないみたいな、そういう街づくりの観点で、そこでお茶を飲んだりお菓子でも食べられたら、昼間家で一人であるよりそこにいた方が安心だし安全だし、場合によっては宿題を手伝ってくれるお兄さんがボランティアで来るかもしれないし、というそういうダイナミックな発想をまるとセンターは構築していかないと、複合的な課題を調整するといった仕組みだけだと国の言いなりになっちゃったかなという感じなので、本当に共生する社会を今日ここに委員の方々の知見を取り込みながらどういうふうに進めていくかを本気で考えていくような地域福祉計画にしていけないといけないので、今回の中間見直しはさきほど川畑委員がおっしゃったような挽回するというか、コロナのあとの地域活動をもう一回市民でつくってみようといったリスタートになるような意識が起こるような会議を是非事務局の方運営上つくって、社協の方も是非つくと、実際にやる方も、もうやめて二度とやらないという人も当然いると思うんですけども、メッセージ性というのがこの中間見直しで伝わると思います。

土日各自自治体の審議会があるんで毎日来てるんですけど、とある自治体で安全と安心というのが高齢者にとっては当然のことなんだけど、足りないものがあると発言されて、すごいなと思ったのは、ときめきが足りないって言ったんです。そのときめきを是非この中間見直しにはどうやって入れるのか、各区の中間見直しで、安心安全は当たり前なんで、ときめきっていうのは自分で作らなければいけないので、私たちがここでつくってもときめかないんでどうやってときめくか。孫の為でもいいし、ご自身の為でもいいんですけど、地域で場所があるといった拠点が大事なんで、その拠点というのが単発的な拠点じゃなくて、それこそ24時間365日誰かがいる拠点。千葉市全部ではできないと思うんですけどとある地区でやってみようといったことも含めて、各区の一部の地域の活動を注目しながら後期の中間見直しについて、各区の発表を期待したいのでそうしたことが議論できるような見直し方針をしっかりと事務方でときめくようにつくっていただきたいというのが行政の課題なんだと思います。

かなり市民に開かれた審議会になってきたと思うんで、今日は楽しかったなと思わなかったらこの会議は失敗なんで、是非全てにおいて中間見直ししていただきたいと思います。他に何かご意見ありますか。

松崎委員最後にまとめてもらえますか。

○松崎委員 自分の自治会の話になるんですけど、もう40年近い古い建物で、3.11以降老朽化して、実際壊してみたら白アリが柱を喰っていたというような自治会なんですけど、建て直しをする時、地域住民と何回も話し合いをしたんですけど、そんなものお金を負担しなき

やいけないならいらぬという人たちもいますし、今の建物で十分じゃないかという人もたくさんいたんですけど、千葉市の補助金で、地域振興課の方から手を挙げて、補助金600万円獲得して、自分たちが毎年積み立てをしていたものと、そういうもので建て直しをしたんですけど、やっぱりどうしても足りないの、一件いくらというのはやめて、自主的に募金をしてもらったんです。それも大変集まりまして、支払いが済んだんですが、その募金をする時にどこの家がいくら出したか一切わからないように秘密にしようということで、くださった募金を全部封印して、印鑑を押して、選挙管理委員会と同じような感じにしまいまして、おかげさまでできたんですが、先日千葉市長に来ていただきまして、自治会のサークルのひとつが自分たちの地域をどういうふうの開発していくか、ちょうど大規模開発が起こるとということで、非常に関心があったものですから、たまたま来ていただける機会がありまして、その時にこの建物は皆さんの熱意によって建て替えることができた、そして去年の12月くらいから再開してまして、月1回くらいはカフェをやったり、千葉大学の学生さんに来ていただいて落語をやったり、そうすると皆さん三密にはなりませんけれども、千葉市からいただいた消毒とかいろいろなことをしながら集まることができました。毎月1回ですけど楽しい会合をしようと集まるんですけど、千葉市長さんが来ていただいた時はまわりの自治会の方たちも集まりまして、自分たちの地域をどういうふうに関心を持っていかうとしているか大変関心があって、50数名集まりました。

ですから何かイベントをやろうとすれば場所があって、企画がそういう形で呼びかけでたくさん集まる、そしていろいろな準備を自治会のボランティアの方々が全部やってくださいましたし、企画しそういう場所があると、そしてときめくような楽しいことをやると、それを待っていると思います。

ただその中で年々出てこられなくなってくる人がいる。洗濯物を2階に上げようとして階段から落ちて動けなくなってしまうとかそういう方がいっぱい出てきているなと思います。そういう時にみなさんの介護保険の利用を勧めますし、何かお手伝いできることはありますかと支援してくれる人は出てきている。

そういうようなことを少しでもやっていく。今一番大きなことは若い世代とどう関わり合いをもっていくか、さきほど生活と子育てに忙しいとおっしゃっていましたが、若い世代とどうやって交流できるかってことで、ちょうど定年退職直後くらいの人たちをできるだけ自治会の活動に呼びかけていくことをしています。企画と街づくりをそのようにしていくと、地域の方でも認知症になってらっしゃるんですけど、道路で転んでしまって何度も転んでいるのを地域の方が見ているんですね。あんしんさんや民生委員さんに連絡したほうがいいか相談受けたんですけど、周りの人が道路の通っているところでどんなことが起こっているかとか我がことのように考えてくれて、サポートするような街になっていますので、やはり拠点が重要だと思っていますので、それを学校教育だとか県の何とかとか縦割りのところがあって、もっと複合的に柔軟に使えるような仕組みを行政の方でつくっていただきたいと思っています。

○山下会長 どうもありがとうございました。そろそろ時間になりましたけど何か他にありませんか。

議題は以上となりますが事務局何かありますか。

○中田補佐 地域福祉課の中田と申します。事務局より地域福祉専門分科会に関連する今後のスケジュールにつきまして、ご報告申し上げます。

資料5をご覧ください。

令和5年度の地域福祉専門分科会は現時点で4回の開催を予定しております。このうち、地域福祉計画の中間見直しを議題とするのは、7月の第1回、11月の第3回、そして令和6年3月の3回で、それぞれ素案、原案、最終案についてご審議いただく予定でございます。なお、

11月の第3回分科会で計画中間見直し原案をご承認いただいた後、12月にパブリックコメント手続を実施するとともに、広く市民の皆様から意見をいただくため、計画策定時と同様に説明動画を作成し、市ホームページで公開する予定です。

また、「地域の取組み」である各区支え合いのまち推進計画につきましては、各区の支え合いのまち推進協議会において、分科会の日程を見据えて中間見直しを進めていただくこととなります。資料のスケジュールには一例として4月頃、9月頃と記載させていただいております。

このほか、保護課が所管する千葉市貧困対策アクションプランについてもご審議いただく予定です。こちらは、第2期の計画期間が令和5年度までとなっておりますので、第3期アクションプランの策定に向けて、10月及び令和6年3月にそれぞれ原案、最終案についてご審議いただく予定でございます。

地域福祉専門分科会に関連する今後のスケジュールに関する説明は以上となります。来年度も引き続きよろしく申し上げます。

(4) その他

○山下会長 ありがとうございます。次第のその他に移りますけれど、事務局から何かありますか。

○和田課長 こちらからは特にございません。

○山下会長 それではここで事務局にお返しします。

(5) 閉会

○佐藤主査 山下会長ありがとうございました。

最後に事務局から3点ほど連絡事項がございます。

まず1点目ですが、本日の委員報酬についてです。4月下旬頃にご指定の口座にお振込みさせていただく予定です。千葉市への登録口座を変更される場合は事務局までご連絡ください。

2点目ですが、会議録の取り扱いについてです。本日の議事録は事務局が作成して委員の皆様へ確認のため送付させていただきます。その後山下会長に署名いただき、正式な議事録として市のホームページで公開いたします。

最後に配布資料の取り扱いについてです。地域福祉計画と再犯防止推進計画の資料につきましては机上に置いたままお帰りくださいますようお願いいたします。

事務局からの連絡は以上となります。

次回の分科会につきましては、日程が決まり次第通知を送らせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上をもちまして閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。